

令和8年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第5号説明資料

令和8年2月13日

大磯町議会会議規則の一部を改正する規則

資料

改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

議 会

大磯町議会会議規則の一部を改正する規則

1 改正概要

議会の会議時間とその変更の取扱いについて、これまで開議時刻前に会議の時間を変更することは議長の権限として可能と解釈していた。

しかし、ただし書きに議員からの異議があった場合についての規定があり、会議中でない時間に議長が会議時間を変更することについて規定上から読み取りにくいことから、規則の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 会議時間の変更に関する改正

(第2項関係)

議長は会議の時間変更について、必要があると「認めるときは」としていたが、「認める場合は、会議に宣告することにより」、に改める。

(第3項関係)

第3項は、会議中でない場合は、会議への宣告ができないため規定するものである。

会議中でないときの会議時間の変更が考えられる時として、台風等の接近などにより災害の発生が予測されるとき、また審議未了のまま閉会を防ぐため、「緊急を要するときその他特に必要があると認めるとき」に限り開議時刻を変更することができることとする。

(2) 施行日

公布の日から施行する。

大磯町議会会議規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第7条 省略 (会議時間)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 議長は、必要があると認める場合は、<u>会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 省略</p> <p>第9条～第12条 省略</p> <p>第2章～第19章 省略</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表 省略</p>	<p>目次 省略</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第7条 省略 (会議時間)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>3 省略</p> <p>第9条～第12条 省略</p> <p>第2章～第19章 省略</p> <p>別表 省略</p>